【内部監査報告書資料】

安全保障輸出管理業務における
業務実態報告書

（監査事項：安全保障輸出管理に関する監査）

東 北 大 学 監 査 室

今回の内部監査は、本部事務機構を対象に監査を実施しました。これは、本来本部事務機構は、企画立案機能を有するほか、部局を統括する機能も有しており、これらの機能が有効に機能しているかを把握することを目的としております。

監査報告書にも記載したとおり、安全保障輸出管理業務については、組織、教育、監査、調査等の実施体制を整備し、それらを効果的に活用することによりコンプライアンスを推進しており、本部事務機構の他の部署においても参考となる事項も多いことから、監査結果及び安全保障輸出管理マニュアル等に基づき、業務実態報告書としてとりまとめ、以下のとおり報告いたします。

１．安全保障輸出管理に関する適法性に関する取り組みについて

（１）根拠規程等

・東北大学安全保障輸出管理規程 第４章 手続（資料１ ： Ｐ20）
・東北大学安全保障輸出管理規程 第５章 管理（資料１ ： Ｐ20）
・東北大学安全保障輸出管理細則 第３章 手続（資料２ ： Ｐ27）
・東北大学安全保障輸出管理細則 第４章 管理（資料２ ： Ｐ27）
・安全保障輸出管理マニュアル（資料３ ： Ｐ35）
・東北大学における安全保障輸出管理体制図（資料４ ： Ｐ39）

（２）安全保障輸出管理の適法性に関する実施体制

本学では、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ軽減させるため、規程等に基づき教育、監査、調査を実施し、また、マニュアルや支援ツールを整備活用することにより、安全保障輸出管理の業務を実施している。

適法性を遵守するための実施体制としては、組織体制の整備及び規程等に基づく教育、監査、調査等があるが、教育及び監査については、後述することとし、ここでは、組織体制、調査、マニュアル及び支援ツールを中心に、実施体制の概要を記載する。

①　組織管理体制

本学における安全保障輸出管理のための組織体制は、資料４の図に示すとおりであるが、概要は以下のとおりとなっている。

１）部局内の管理体制

○部局長は「安全保障輸出部局管理責任者」（以下「部局管理責任者」という。）として、事前確認及び該非判定・取引審査（部局限りのもの）の最終判断のほか、危機発生時の対応や教員等への輸出管理の教育等、部局内の業務総括を行っている。また、必要に応じ、専攻長等、その指名する教員等に業務を補佐させている。

○教員等の中から必要に応じて「安全保障輸出管理アドバイザー」（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を指名し、事前確認及び該非判定・取引審査における相談

への対応等を行っている。
〇事務職員の中から「安全保障輸出管理担当者」（以下「輸出管理担当者」という。）を指名し、事前確認及び該非判定・取引審査に係る書類の受理・初期のチェックや部局内における輸出管理上の相談、連絡調整等の実務を処理している。
　また、所定の担当係（例 留学生の受入れの場合：教務係等、外国機関との共同研究契約締結の場合：研究協力係等）は、輸出管理担当者に対する書類の回付、留学生等からの誓約書の取得、輸出管理シート未提出の教員等に対する催告など、輸出管理担当者と連携し協力して輸出管理上必要な対応にあたっている。

２）本部内の管理体制

〇総長は「安全保障輸出管理最高責任者」（以下「最高責任者」という。）として、規程改正等、輸出管理に係る大学全体の方針の策定及び危機発生時の最終的な意思決定等、輸出管理上特に重要な事項についての最終判断を行っている。
〇総長が指名する理事又は副学長は「安全保障輸出管理統括責任者」（以下「統括責任者」という。）として、懸念性の高い取引に係る該非判定・取引審査の最終確認、危機発生時の業務統括等を行っている。
〇統括責任者が指名する教員等は「安全保障輸出管理全学管理責任者」（以下「全学管理責任者」という。）として、安全保障輸出管理委員会の委員長の職務、該非判定・取引審査（統括責任者の所掌以外のもの）の最終判断等を行っている。
〇安全保障輸出管理室長は「安全保障輸出管理マネージャー」（以下「輸出管理マネージャー」という。）として全学管理責任者を補佐し、本学における輸出管理の実務の総括整理を行っている。
〇安全保障輸出管理委員会を置き、懸念性の高い取引に係る該非判定・取引審査の本部判定案の審査、その他輸出管理に関する重要事項の審議を行っている。

３）組織体制の特徴

　上記に示したとおり、本学の組織体制は、部局及び本部のそれぞれに管理体制を置き、取引の懸念性の度合いに応じ、部局限りで判断し、又は本部に判断を求めるという二段階での審査体制を構築することにより、懸念性の低い取引については迅速な判断が可能となり、また、懸念性の高い取引については慎重かつ詳細な検討及び判断が可能であり、これにより合理的な審査体制となっている。なお、部局の管理体制下で判断した懸念性の度合いの低い事例においても、すべての書類が最終的には本部に提出されることになっており、そこでも内容の確認を行うなど、確認ミスを防止する管理体制となっている。
　また、部局内に部局管理責任者及び輸出管理アドバイザー、本部内に全学管理責任者及び安全保障輸出管理委員会委員として、それぞれ基本的に教員をもって充てており、取引の対象となる技術及び貨物を専門的な見地から客観的に評価できる審査体制となっていた。

②　輸出管理シート及び判定手続き

輸出管理シート（資料５：Ｐ41）は、「安全保障輸出管理規程第２０条」に規定されている書類であり、この書類に基づき以下のような判定手続をとることになっている。

判定手続は、以下の「事前確認」、「該非判定」及び「取引審査」という３つの構成要素からなり、このうち「該非判定」及び「取引審査」は原則として一体で行うことになっている。

１）事前確認

該非判定及び取引審査の手続を要するか否かについてあらかじめ確認する、スクリーニングのための手続で、教員等は、取引を行おうとするときは、一部の例外を除き、輸出管理シートの事前確認欄に所定の事項を記載の上、輸出管理担当者又は所定の担当係に提出して部局管理責任者の確認を得ることになっている。

２）該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定するための手続で、教員等は行おうとする取引の内容が、該非判定の要件に該当する場合には、輸出管理シートの該非判定欄に所定の事項を記載の上、輸出管理担当者又は所定の担当係を経由して、部局管理責任者の判定もしくは本部（統括責任者）の判定を得ることになっている。

３）取引審査

取引の相手先及びその相手先における用途に関し、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認の上、当該取引に関する承認の可否を審査するための手続で、教員等は行おうとする取引の内容が、取引審査要件に該当する場合には、輸出管理シートの取引審査欄に所定の事項を記載の上、輸出管理担当者又は所定の担当係に提出し、部局管理責任者の判定もしくは本部（統括責任者）の判定を得ることになっている。

懸念がないものは「事前確認」という軽微な手続でふるいにかけ、部局限りで承認できるようにすることで、教員等の書類作成に要する負担軽減や意思決定の迅速化を図っていた。また、懸念性の度合いに応じて記載項目を増やすなど、段階的に慎重な審査を行う体制となっていた。

③　調査

この調査は、「東北大学安全保障輸出管理規程第２３条」により定められているもので、教員等が、外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術について、自らリスト規制に該当するか否かを調査票（別記様式１０号）（資料６：Ｐ46）に基づき確認し、及びその結果を組織的に確認すること

により、当該教員等が行う貨物の輸出や技術の提供に関し経済産業大臣への許可申請が必要になる可能性の有無を当該教員等及び輸出管理の関係者が予め把握し、これにより手続の遺漏による外為法違反を未然に防ぐことを目的としている。

１）実施時期

法令改正によりリスト規制貨物又はリスト規制技術に変更が生じた都度、実施することとしており、通常は最低年に１度は行われるため、調査も概ね年に一度の頻度で実施している。

これは、手続の遺漏による外為法違反の未然防止という調査の目的を果たすためには、リスト規制に該当するか否かの確認を常に最新の法令に基づき行う必要があるからである。

２）対象部局

対象は、規程及び細則の部局定義に定めのある全ての部局となっている。これは、いわゆる文系部局であっても、一部の研究室等においては実験系として特定の貨物や特定の技術を保有している場合もあるため、文系・理系を問わずに規程及び細則上において輸出管理の対象部局とされているすべての部局を対象に調査を行うこととしている。なお、文系（非実験系）で一度調査票を提出した教員等は、次回以降の調査においては対象外とするなど、部局の要望により随時簡素化を実施している。

この調査は、将来手続きが必要となる可能性のある貨物や技術について、仮の手続を実施するものであり、あらかじめ実態の把握が可能となり、実際手続きを進める場合に手続きの迅速化に寄与するものと思われる。また、手続きの遺漏による外為法違反を未然に防ぐ手段としても有効な手段ではないかと思われる。

④　マニュアル及び支援ツール

安全保障輸出管理は、外為法等の法律や安全保障輸出管理規程等の学内規則等に基づき、業務を行っている。しかしながら、管理業務等を行うにあたり、これらの法律や学内規則等を全て理解し、業務を行うことは困難である。

そこで、輸出管理における具体的な取扱いや解釈等を記載したマニュアル（資料３：Ｐ35）を作成し、事前確認等の手続や、確認・審査に関わる業務を行う上での参考としている。

しかしながら、マニュアルは、輸出管理アドバイザーや輸出管理担当者が業務全般を把握し、不明な点を調べる時などには、非常に有効なものであるが、教員等が通常の手続きの参考とするには、情報量が多すぎるため、教員等に対しては、手続きを最適化するために目的に特化した支援ツールの提供を行っている。

・支援ツールの例
規程等に定められている学内手続きフロー図（技術提供、貨物輸出）
様式（記入例）
各種チェックリスト
赤字・青字貨物一覧表
輸出管理シートの記載例
ヒヤリ・ハット事例
許可申請事例
懸念先チェックリスト

（３）総　評

安全保障輸出管理の適法性を確保するために、これまで記載してきたような体制を整備し、業務を行っている。管理体制に関しては、本部と部局それぞれに管理体制を整備し、手続きの迅速化等を推進するとともに、最終的には、部局で判断した軽微な案件に関しても本部で確認作業を行うなど手続きの迅速化と責任体制の明確化が行われていると思われる。

また、判定手続きに関しては、懸念性の度合いに応じて、記載項目を設定するなど、段階的に慎重な審査を行う体制となっていた。

教員及び事務担当者向けには、階層的にマニュアルや支援ツール等の整備を行うなど充実した支援体制となっている。

技術や貨物を把握することにより、万が一それらを輸出することになっても、予行練習を行っているため、比較的手続きが行いやすいようになるなど、体制としては非常に充実した体制と思われる。

２．安全保障輸出管理に関する教育研修の実施状況等について

（１）根拠規程等

・国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程第２８条（資料１：Ｐ20）
・安全保障輸出管理に関する教育の基本方針（資料７：Ｐ48）

（２）教育研修の実施体制

「安全保障輸出管理規程第２８条第１項」により、安全保障輸出管理委員会は、統括責任者が定める「安全保障輸出管理に関する教育の基本方針」に基づき、教育を計画的に行っている。

なお、安全保障輸出管理に関する教育の実施体制の概要は以下のとおりとなっている。

①定期教育

毎年、定期的に実施しているもので、以下のとおり階層別に教育を実施している。

[教員全学講習会]

輸出管理対象部局の教員を対象に、輸出管理に関わる法令や学内制度の基本的な事柄を理解していただくために実施しているもの。

[実務担当者講習会]

輸出管理担当者のほか、輸出管理に関連する事務処理に従事している実務担当者（用度担当、留学生担当、人事担当、旅費担当等）を対象に、輸出管理に関わる法令や学内制度の基本的な事柄を理解していただくために実施しているもの。

[輸出管理アドバイザー研修会]

輸出管理アドバイザーを対象に、該非判定及び委員会委審査案件（懸念先を相手先とする案件）の審査方法等の専門的な事柄を理解していただくために実施しているもの。

[輸出管理担当者研修会]

輸出管理担当者を対象に、判定手続等の諸手続の内容や留意点等の実務的な事柄を理解していただくために実施しているもの。

②臨時教育

定期教育とは異なり、必要に応じて行う教育のことで、次に掲げる場合に臨時教育を実施している。

◎統括責任者が定期教育とは別に教育を実施する必要があると認め、委員会に対し実施の指示を行った場合

◎上記の目的を達するため委員長が定期教育とは別に教育を実施する必要があると認めた場合

◎部局管理責任者から委員長あて定期教育とは別に当該部局を対象とした個別教育の実施について要請があり、委員長がこれを実施する必要があると認めた場合

（３）教育の目的及び基本事項

標記の件については、安全保障輸出管理室の WEB ページ並びに安全保障輸出管理に関する教育の基本方針等に記載し、輸出管理担当者等への周知を適宜行うとともに、講習会等の開催案内を行う場合に、必ず明示するなど、教育の目的を明確化することにより教育の実効性を高めようとしている。

①教育の目的

本学の教員その他の職員に対し、輸出管理の必要性並びに外為法等（規程第３条第１号に定めるものをいう。以下同じ。）及び規程等（規程、細則その他の関係規則、通知及びマニュアルをいう。以下同じ。）の内容を理解させることにより、本学にお

ける輸出管理の適正かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

②教育の基本事項

◎基本事項１：我が国における輸出管理規制に関すること

【目標】外為法等に基づく我が国の輸出管理規制の概要を理解するとともに、大学における輸出管理の必要性を認識又は確認する。

◎基本事項２：本学における輸出管理体制に関すること

【目標】規程等に基づく本学の輸出管理体制の概要並びに手続・管理業務の内容、方法及び留意点を理解する。

◎基本事項３：不正事項等に係る再発防止又は未然防止に関すること

【目標】本学において実際に発生し、又はその恐れがあった輸出管理における不正事項等、コンプライアンス上の重大な問題について、その再発防止又は未然防止のための対応を理解する。

（４）教育研修後のフォローアップについて

本部が主催している定期教育は、年１回しか実施しておらず、参加できなかった職員や定期教育実施後に採用された職員に対し、フォローアップが必要になってくると思われる。この件については、教育時に使用したテキスト等を安全保障輸出管理室の WEB ページに掲載することにより、自由に閲覧できることになっている外、部局独自に行う FD 研修等に対しても講師の派遣を行い、安全保障輸出管理に関する知識を積極的に周知する体制となっている。

また、通常の業務時においても、部局輸出担当者と連絡を密にとり、指導助言を行っている。

（５）総　評

安全保障輸出管理の教育を実施する場合、申請手続きを行う教員、安全保障輸出管理に関し指導的な役割を果たす輸出管理アドバイザー、実務的な事務手続きを行う安全保障輸出管理担当者では、それぞれ受け持つ範囲が異なるため、同一の内容での教育は困難である。それゆえ、それぞれの階層に分けて教育を実施するのは、非常に有効な手段であると思われる。

また、教育実施後に行われるアンケートや監査時の意見聴取などを踏まえ、開催時期の変更や教育の内容に工夫を加えるなど、常に利用者の立場に立ち、より一層の改善・充実に努めており、柔軟な教育体制を構築していると思われる。

３．監査の実施状況並びに部局に対する指導状況について

（１）根拠規程等

・国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程第３０条（資料１：Ｐ20）

・安全保障輸出管理に係る監査の基本方針（資料８ ： P51）
・平成２４年度定期監査実施計画（資料９ ： P54）

（２）監査の実施体制

本学の輸出管理が、外為法等及び学内規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、統括責任者（理事・副学長）が定める「安全保障輸出管理に係る監査の基本方針」に基づき、委員会が実施計画を定め、定期的又は臨時に監査を行っている。

なお、定期監査は、一次監査と二次監査に分かれており、それぞれの概要は以下のとおりとなっている。

①一次監査

・監査形式：アンケート調査による書面監査
・監査項目：毎年、委員会の議を経て定める
・監査対象部局：すべての輸出管理対象部局
・監査対応：【本部】安全保障輸出管理室
　　【部局】輸出管理担当者

②二次監査

・監査形式：ヒアリング及び現認による実地監査
・監査項目：一次監査に同じ
・監査対象部局：監査で指摘事項のあった部局、その他毎年委員会が定める部局
・監査対応：事務職員ヒアリング
　　【本部】安全保障輸出管理室
　　【部局】輸出管理担当者・所定の担当係（該当部局のみ）
　　教員ヒアリング
　　【本部】委員長・安全保障輸出管理室
　　【部局】申請教員・輸出管理アドバイザー

監査の実施体制としては、一次監査で全体の問題点等の状況を把握し、二次監査でその問題点を中心に監査するなど、より効果的な監査を行っていると思われる。また、二次監査では、監査対応を輸出管理担当者等の事務職員に限らず、教員に対するヒアリングも実施するなど、より実効性の高い監査を行っていると思われる。なお、監査担当者については、通常の事務職員に対するヒアリング時は、安全保障輸出管理室の職員が監査担当者となりヒアリングを実施しているが、教員に対するヒアリング時には、安全保障輸出管理委員会の委員長も監査担当者となり同席するなど、教職協働体制が確立されており、注目すべき点と考えられる。

（３）監査の目的及び監査の基本事項

標記の件については、安全保障輸出管理室の WEB ページ並びに安全保障輸出管理に関する監査の基本方針等に記載し、輸出管理担当者等への周知を適宜行い、監査の実効

性を高めようとしている。

① 監査の目的

本学における安全保障輸出管理に関するコンプライアンス及び業務の有効性の確保に寄与すること。

② 監査の基本事項

基本事項１：規程等に基づく手続・管理業務の履行状況
基本事項２：管理体制及び手続・管理業務の有効性
基本事項３：過去の監査での指摘事項等への対応状況

・安全保障輸出管理室 WEB ページ（資料１０：Ｐ56）

（４）部局に対する指導状況並びに監査報告書の活用について

アンケート調査である一次監査の結果に基づき、指導の必要がある部局に対しては、二次監査の対象部局とし、直接指導を行う体制となっている。また、定期監査終了後、二次監査対象部局に対する監査結果の通知を送付し、改善を要請している。

一次監査・二次監査の集計結果を取りまとめた「監査報告書」については、安全保障輸出管理室の WEB ページに公表し、各部局に対し注意を喚起するとともに、フォローアップにも活用するなど、積極的に活用していると思われる。

・平成２３年度定期監査報告書（資料１１：Ｐ58）

（５）二次監査の実施状況について

安全保障輸出管理委員会が実施している二次監査に関して、実際に部局往査時に同行し、実際の監査状況を確認させていただいた。実施状況等について、監査をさせていただいたが、良好に行われていた。

なお、二次監査の実施にあたり「監査終了時の講評」を実施していなかったので、安全保障輸出管理室に対し、参考情報として以下のような情報を提供した。

〇情報提供（監査終了時の講評について）

監査結果は、監査終了後監査報告書として、被監査部局に伝達されるが、監査報告書の作成までには、日数を要することが多く、監査報告書が伝達されるまで、問題点を放置してしまう可能性がある。監査終了後は、速やかに監査結果を被監査側にできるだけ早く伝え、是正処置を促進させることが重要である。

そこで、監査終了後に講評を行い、監査への協力に対するお礼や、現在把握している問題点等を伝えることにより、双方で重要事項を確認し、曖昧な点や疑問点の解消を図ることで、今後の是正処理を効率よく行う必要がある。

講評の概要は以下のとおりである。

１．監査への協力に対する御礼を伝える。
２．監査結果の報告
①改善事項（問題点等）の件数
②不適合の説明（指摘内容、客観的証拠など）
３．改善推奨事項を述べる。
４．監査側の責任者から、正式な監査結果に関する事項や是正処置に関する事項を説明する。

その他、講評を行う場合は、以下の点に注意する必要がある。
１．監査結果・判定を被監査側に納得してもらえる言葉で説明する。
２．被監査側の了解を質疑応答をしながら確認する。
３．是正処置の必要性を認識してもらう。
４．良い取り組み事例があれば、それも伝える。

（５）総　評

本部事務機構は、企画立案機能を有するほか、部局を取りまとめ統括する機能を有している。この統括機能を効果的に発揮させるためには、現場の状況を的確に把握し、その状況に応じて企画立案を行う必要がある。この現場の状況を的確に把握するには、アンケート調査や部局に直接赴き、現場の状況を見聞きすること等により的確に把握できるものと考えられる。

安全保障輸出管理に関する業務に関しては、規程等に基づき適切な監査体制が構築されており、部局の状況を的確に把握し企画立案を行うなど、適切な管理業務が行われていると思われる。